

議案第 2 1 号

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「2 人」を「3 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育心理専門員の定数を 2 人以内から 3 人以内へと増員したいので、この案を提出する。